

2025年度（令和7年度）

第1回

保留地売払い

一般競争入札（期間入札方式）

実施要領

申込受付期間：2025年（令和7年）12月 1日（月）

～ 2025年（令和7年）12月15日（月）

（午前8時30分～午後5時15分 **【必着】**）

※ 入札参加申込書及び必要書類を郵送（書留郵便）又は直接持参してください。

入札に参加される場合は、事前の申込みが必要です。

入札に参加される方は、この実施要領をよくお読みになり、内容を十分把握された上で申込みしてください。

福山市 建設局 都市部 都市計画課

目次

1	一般競争入札（期間入札方式）による売払いのながれ・・・・・・・・・・	1
2	売払い物件・・・・・・・・・・	2
3	入札参加資格・・・・・・・・・・	2
4	入札参加申込み・・・・・・・・・・	3
5	入札参加申込みに交付する必要書類・・・・・・・・・・	4
6	入札保証金の納付・・・・・・・・・・	5
7	入札の実施について・・・・・・・・・・	6
8	開札・・・・・・・・・・	7
9	無効入札・・・・・・・・・・	8
10	契約の締結・・・・・・・・・・	8
11	売買代金の納付・・・・・・・・・・	9
12	所有権の移転等・・・・・・・・・・	9
13	その他留意事項・・・・・・・・・・	10
14	関係法令・・・・・・・・・・	10
15	事業位置図・・・・・・・・・・	14
16	物件説明書・・・・・・・・・・	16

1 一般競争入札（期間入札方式）による売払いのながれ

《入札参加申込み》	【受付期間】 2025年（令和7年）12月1日（月）～ 12月15日（月） 午後5時15分 必着 所定の入札参加申込書及び必要書類を郵送（書留郵便）又は直接持参してください。 （※事前に申込みをしないと入札に参加できません。） ※入札参加申し込み受付後に、入札書及び入札保証金納付書などの必要書類を申込者へ郵送します。
《入札保証金納付》	入札書を提出するまでに、入札保証金（入札金額の100分の5以上の額）を、所定の納付書により金融機関（納付書裏面記載）で納付してください。（入札保証金は契約保証金に充当します。） ※入札書提出時に、納入通知書兼領収書（コピー）を提出していただきます。
《 入 札 》	【入札期間】 2026年（令和8年）1月9日（金）～ 1月16日（金） 午後5時15分 必着 所定の入札書を郵送（書留郵便）又は直接持参してください。
《 開 札 》	【日時】 2026年（令和8年）1月19日（月）午前10時 【場所】 福山市東桜町3番5号 福山市役所11階南 東側会議室 開札して落札者を決定します。入札関係者は開札に立会（任意参加）できます。 ※開札会場への入場の際、入札保証金の「納入通知書兼領収書（原本）」を提示していただきます。
《 契 約 の 締 結 》	【契約締結期限】 2026年（令和8年）1月26日（月）
《 売 買 代 金 の 納 付 》	【売買代金完納期限】 契約締結日から起算して30日以内 ※30日目日が休日（福山市の休日を定める条例第1条に定める休日）の場合、その翌開庁日とします。 （契約保証金は売買代金に充当しますので、その残額を支払っていただきます。）
《 所 有 権 の 移 転 》	売払物件の所有権の移転登記は、福山市が行います。なお、登録免許税等の諸費用については購入者のご負担となります。
《 売 払 物 件 の 引 渡 し 》	売買代金完納後、福山市が指定する日時に行います。 ※現状有姿での引渡しとなりますので、売払物件内にある動産類等の処分は、全て落札者の責任において行っていただきます。

福山市は、次の保留地を一般競争入札（期間入札）により売払います。

2 売払い物件

- (1) 備後圏都市計画事業水呑三新田土地区画整理事業地内 保留地
土地の所在・・・福山市水呑町

番号	土地の表示	登記地目	地 積		予定価格 (最低売却価格) (円)	容積率 %	建ぺい率 %
			m ²	坪 (約)			
1	三新田 一丁目 254番地	宅地	143.63	43	4,140,000	200	60
2	三新田 一丁目 356番	宅地	124.89	37	2,850,000	200	60
3	三新田 一丁目 524番地	宅地	128.72	38	4,530,000	200	60

○用途地域・・・第一種住居地域

※注意事項

この土地は、宅地造成等工事規制区域に該当します。

3 入札参加資格

- (1) 入札要領及び契約条項に同意する者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 成年被後見人又は被保佐人及び破産者で復権を得ない者

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号並びに第6号に規定する者

ウ 過去2年以内に、一般競争入札等において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために連合をした者

- (2) 入札参加資格の確認のため、入札参加者の次に掲げる情報を警察当局に照会します。(照会の結果、入札参加者が暴力団等に該当すると判明した場合は、当該入札参加者の資格を取り消します。)

ア 個人の場合・・・名前(ふりがな)、住所、性別、生年月日

イ 法人の場合・・・法人名及び所在地並びに代表者、役員等の名前(ふりがな)、住所、性別、生年月日

4 入札参加申込み

- (1) 受付期間 2025年(令和7年)12月1日(月)から
2025年(令和7年)12月15日(月)まで【必着】
午後5時15分まで
※福山市の休日を定める条例(平成元年条例第29号)第1条第1項に
規定する休日(以下「市の休日」という。)を除く。

※事前に申込みをされないと入札に参加できませんので、ご注意ください。

- (2) 受付時間
午前8時30分から午後5時15分まで

- (3) 問合せ・申込窓口

〒720-8501 福山市東桜町3番5号
福山市建設局都市部 **都市計画課**
福山市役所本庁舎11階 Tel 084-928-1092

※入札に関する資料(実施要領、入札参加申込書等)は都市計画課窓口にて
配布しています。また、福山市ホームページからダウンロードできます。
⇒福山市ホームページ <http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/>
トップページ→「担当部署でさがす」→「**都市計画課**」

- (4) 入札参加申込みに必要な書類

ア 入札参加申込書

必要事項を記入し、申込者が個人の場合は本人の実印を、法人の場合は
法人印(いずれも印鑑登録されたもの。以下「実印」という。)を押印の上、
次に掲げる書類を添付してください。

また、共同で申込みをする場合は、「入札参加申込書」に代表者の共有持分
その他の必要事項を記入の上、併せて、別紙「**共有予定者一覧表**」に共有持分
その他必要事項を記入し、共有予定者の実印を押印の上、次に掲げる書類を添
付してください。(添付書類は、共有予定者毎に提出してください。)

※ 「**入札保証金納付金額**」欄には、入札しようとする金額の100分の5以
上の金額を記入してください。(受付後、その金額に応じた所定の納付書を
交付しますので、入札書を提出するまでに金融機関で納付してください。)

イ 添付書類

《個人の場合》

- a 誓約書
- b 印鑑登録証明書
- c 住民票
- d 市税等の完納証明書又は申立書

《法人の場合》

- a 誓約書
- b 印鑑登録証明書
- c 商業・法人登記簿謄本(全部事項証明書)
- d 役員等一覧
- e 市税等の完納証明書又は申立書

※上記の各種証明書、住民票及び登記簿謄本(全部事項証明書)は発行後3カ月以内のものに限ります。

※市税等の完納証明書は、福山市役所2階の税制課にて取得できます。(有料)

申立書は、市外在住等で福山市に対し納税義務がない場合、完納証明書の代わりに提出してください。

(5) 申込方法

上記(1)の申込期間中に、上記(4)の入札参加申込みに必要な書類を上記(3)の福山市建設局都市部都市計画課(福山市役所11階)まで郵送(書留郵便)又は直接持参してください。なお、電話、ファックス、電子メール等での申し込みは受け付けられません。

(6) その他

売払物件の詳細については、物件説明書を参照してください。

なお、物件説明書は、申込者が物件の概要を把握するための参考資料です。
現況と相違している場合は、**全て現況が優先します。**必ず入札参加申込者ご自身において、売払物件の現況及び建物建築や法規制等について調査・確認を行っていただき、十分納得された上で入札に参加してください。

5 入札参加申込者に交付する必要書類

入札参加申込受付後に、次の書類を郵送します。

- (1) 入札指定書
- (2) 入札書
- (3) 入札保証金の納付書

※ 事前に入札参加申込書にご記入いただく入札保証金納付金額に応じた納付書を交付いたします。

- (4) 入札保証金納付済書兼返還請求書
- (5) 記入例(各種様式)
- (6) 入札書用封筒(白色)
- (7) 入札関係書類提出用封筒(青色)

6 入札保証金の納付

(1) 入札保証金の額

入札参加者は、事前（入札書を提出するまで）に、入札保証金（入札金額の100分の5以上の額）を、市が交付する所定の納付書により、指定する金融機関のいずれか（納付書の裏面に記載）で納付してください。

注意 入札保証金は、予定価格（最低売却価格）の5%以上ではありませんのでご注意ください。

例：予定価格が500万円の物件について、1,000万円で入札しようとする場合には、50万円（1,000万円の5%）以上の入札保証金の納付が必要となります。

※入札書提出時に、納入通知書兼領収書（コピー）を提出していただきます。

(2) 入札保証金の還付及び充当

ア 落札者の入札保証金は、契約保証金に充当します（入札保証金に利息は付しません）。

イ 落札者以外の入札保証金は、入札時にご提出いただく入札保証金納付済書兼返還請求書に記載されたご指定の金融機関口座へ振込みにより返還します（入札保証金に利子は付しません）。返還には、振込手続の関係上、2週間程度を要しますので、ご了承ください。

(3) 入札保証金の市への帰属

以下のいずれかに該当する場合、入札保証金は福山市へ帰属することとなり、入札者又は落札者に還付することができませんのでご注意ください。

ア 入札参加者が入札に関して不正行為をしたとき。

イ 落札者が指定の期日までに契約を締結しないとき。

ウ 落札後に契約を辞退したとき。

(4) 納入通知書兼領収書

入札保証金の納入通知書兼領収書（金融機関の印のあるもの）は、開札会場への入場の際に必要となりますので、大切に保管してください。

7 入札の実施について

(1) 入札期間

2026年（令和8年）1月9日（金）から

2026年（令和8年）1月16日（金）まで【必着】

午後5時15分まで（市の休日を除く）

※ 期間中に入札を行わない場合は無効となりますので、入札書の提出は余裕をもって行ってください。

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 入札書の提出先

〒720-8501 福山市東桜町3番5号

福山市建設局都市部 **都市計画課**

福山市役所本庁舎11階 TEL 084-928-1092

(4) 入札方法

次の書類（ア～ウ）を、入札関係書類提出用封筒（青色）に入れて、郵送（書留郵便）又は直接持参してください。

ア 入札書

入札書用封筒（白色）に、入札書のみを入れて封をし、入札者名及びとしる部分（計4箇所）に入札者の実印を押印してください。

イ 入札保証金納付済書兼返還請求書

入札保証金返還用の金融機関の口座は、必ず入札者本人の口座を記入してください。共同で入札に参加する場合は、共有代表者の口座を記入してください。

ウ 入札保証金の「納入通知書兼領収書（コピー）」

（※イの裏面に添付）

（注意）電話、ファックス又は電子メール等による入札はできません。

(5) 入札書作成上の留意点等

ア 「記入例」を参照して、ボールペン又は万年筆により必要事項を全て記入の上入札者の実印を押してください。

イ 金額の記入は、算用数字（0、1、2、3、…）の字体を使用し、最初の数字の前に¥マークを記入してください。

ウ 金額は訂正することができません。書き損じた場合は、新しい入札書を

交付しますので、必ず申し出てください。(入札金額を訂正したものや抹消したものは無効となりますので、ご注意ください。)

エ 一度提出された入札書は、理由のいかんにかかわらず、引換え、変更又は取消しをすることはできません。

(6) その他

ア 入札の公正及び競争性を確保するため、入札参加状況等の問い合わせには、一切お答えできません。

イ 不正な入札が行われると認められるとき又は災害その他入札の実施が困難な特別の事由が生じた場合は、予告なく入札を中止又は延期することがあります。

8 開札

(1) 日 時

2026年(令和8年)1月19日(月)午前10時
(午前9時45分から受付開始)

(2) 場 所

福山市東桜町3番5号
福山市役所11階南 東側会議室

(3) 開札の立会等

ア 入札関係者は、開札に立ち会うことができます。参加は任意ですが、開札に立会していなかったことを理由に、異議の申立てをすることはできません。

イ 開札会場への入場には、入札保証金の「納入通知書兼領収書(原本)」が必要となりますので、必ず持参してください。

ウ 開札に立会する入札関係者が全くいない場合は、当該入札事務に関係のない市職員の立会により開札を行います。

(4) 落札者の決定

ア 有効な入札を行った入札者のうち、入札書に記載された金額が、本市で定めた予定価格(最低売却価格)以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者を落札者とします。

イ 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、開札後、直ちにくじ引きを行い落札者を決定します。

なお、開札会場に入札者が不在の場合等くじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない市職員が、当該入札者に代わってくじを引き、落

札者を決定します。

(5) その他

ア 開札の結果、落札者を決定したときは落札者の名前又は名称及び落札金額を、落札者がいないときはその旨を、開札会場において発表します。

イ 落札者には、開札終了後、直ちに「保留地売払決定通知書」を交付し、契約手続等に係る必要事項について説明を行います。（落札者が、開札会場に不在の場合は、別に行います。）

ウ 開札結果（入札者数、落札の有無等）について、福山市ホームページで公表します。

⇒ 福山市ホームページ <http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/>
トップページ→「担当部署でさがす」→「都市計画課」→「保留地売払い情報」

9 無効入札

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- (1) 入札参加資格のない者が入札したとき。
- (2) 指定した日時までに到着しなかったとき。
- (3) 入札保証金を納付していない者が入札したとき。
- (4) 入札保証金が所定の額に満たないとき。
- (5) 入札を取り消すことができる制限行為能力者の意思表示であるとき。
- (6) 入札者が同一物件について、2通以上の入札書を提出したとき。
- (7) 入札書に入札金額、入札物件の表示、記名押印のないとき、又はこれらが確認できないとき。
- (8) 入札金額を訂正したとき。
- (9) 入札金額が予定価格（最低入札価格）に達していないとき。
- (10) 入札者が連合して入札したとき、その他不正な行為が行われたと認められたとき。
- (11) 福山市土地区画整理事業の保留地処分に関する規則及び契約担当職員が特に定めた条件に違反したとき。

10 契約の締結

(1) 売買契約の締結

《契約締結期限》 2026年（令和8年）1月26日（月）午後5時15分

- (2) 入札時に納めていただく入札保証金は、契約保証金に充当します。

- (3) 契約の締結は、落札者を相手方とします。
- (4) 契約書に貼付する収入印紙の費用は、落札者の負担となります。
- (5) 落札者が、契約締結期限までに契約を締結しないときは、落札者としての効力を失い、落札者が納付した入札保証金は福山市に帰属することとなります。

11 売買代金の納付

(1) 売買代金（残額）の納付

《完納期限》 売買契約締結日から起算して30日以内

- ※ 30日目が市の休日の場合、その翌開庁日とします。
- ※ 落札者は、売買代金を完納期限までに、全額納付してください。
- (2) 契約保証金は、売買代金に充当します（契約保証金に利息は付しません）。
- (3) 売買契約締結後、完納期限までに売買代金が全額納付されないときは、当該売買契約を解除します。この場合には、契約保証金は福山市に帰属することとなります。

12 所有権の移転等

(1) 所有権の移転

売払物件の所有権は、売買代金を完納したときに移転し、その移転登記は、福山市が行います。

(2) 売払物件の引渡し

売払物件の引渡しは、売買代金完納後に福山市が指定する日時に行います。
なお、現状有姿での引渡しとなります。

(3) 契約不適合責任

契約締結後、売買物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないこと（地下埋設物や土壌汚染等の隠れたものを含む。）を発見しても、当該契約不適合を理由として、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除の請求をすることができないものとします。また、福山市はその契約不適合について一切の責任を負わないものとします。

- (4) 所有権移転登記に伴う登録免許税などの費用は、全て落札者の負担となります。
- (5) 売払物件の取得に伴い、不動産取得税（県税）が課税されます。申告については、不動産取得申告書を不動産所在地の県税事務所へ提出になります。詳しくは、県税事務所にご確認ください。

13 その他留意事項

(1) 利用制限等

ア 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これに類する用途に供することを禁じます。

イ 売払物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条 2 号に規定する暴力団その他反社会的団体及びその構成員が、その活動のために利用する等公序良俗に反する用途に供することを禁じます。

ウ 上記ア及びイの利用制限は、売払物件を第三者に貸す場合についても、また同様とします。

(2) その他

ア 売払物件の地下に工作物等の残留物が存在する場合は、全て落札者に帰属します。

イ 売払物件の利用に関し、隣接土地所有者及び地域住民等との調整又は協議等の必要が生じた場合は、全て落札者において対応してください。

ウ この実施要領に定めのない事項については、福山市土地区画整理事業の保留地処分に関する規則その他関係法令の定めるところによります。

14 関係法令

《入札参加資格》

○地方自治法（抜粋）

（職員の行為の制限）

第 238 条の 3

公有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る公有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。

2 （略）

○地方自治法施行令（抜粋）

（一般競争入札の参加者の資格）

第 167 条の 4

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抜粋）

(定義)

第2条

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 暴力的不法行為等 別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。
- 二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- 三 指定暴力団 次条の規定により指定された暴力団をいう。
- 四 指定暴力団連合 第四条の規定により指定された暴力団をいう。
- 五 指定暴力団等 指定暴力団又は指定暴力団連合をいう。
- 六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- 七 暴力的要求行為 第九条の規定に違反する行為をいう。
- 八 準暴力的要求行為 一の指定暴力団等の暴力団員以外の者が当該指定暴力団等又はその第九条に規定する系列上位指定暴力団等の威力を示して同条各号に掲げる行為をすることをいう。

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（抜粋）

(用語の意義)

第2条 (略)

2～4 (略)

5 この法律において「性風俗関連特殊営業」とは、店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業及び無店舗型電話異性紹介営業をいう。

6 この法律において「店舗型性風俗特殊営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。

一 浴場業（公衆浴場法（昭和二十三年法律第百三十九号）第一条第一項に規定する公衆浴場を業として経営することをいう。）の施設として個室を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供する営業

二 個室を設け、当該個室において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業（前号に該当する営業を除く。）

三 専ら、性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態を見せる興行その他の善良の風俗又は少年の健全な育成に与える影響が著しい興行の用に供する興行場（興行場法（昭和二十三年法律第百三十七号）第一条第一項に規定するものをいう。）として政令で定めるものを経営する営業

四 専ら異性を同伴する客の宿泊（休憩を含む。以下この条において同じ。）の用に供する政令で定める施設（政令で定める構造又は設備を有する個室を設けるものに限る。）を設け、当該施設を当該宿泊に利用させる営業

五 店舗を設けて、専ら、性的好奇心をそそる写真、ビデオテープその他の物品で政令で定めるものを販売し、又は貸し付ける営業

六 前各号に掲げるもののほか、店舗を設けて営む性風俗に関する営業で、善良の風俗、清浄な風俗環境又は少年の健全な育成に与える影響が著しい営業として政令で定めるもの

7 この法律において「無店舗型性風俗特殊営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。

一 人の住居又は人の宿泊の用に供する施設において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業で、当該役務を行う者を、その客の依頼を受けて派遣することにより営むもの

二 電話その他の国家公安委員会規則で定める方法による客の依頼を受けて、専ら、前項第五号の政令で定める物品を販売し、又は貸し付ける営業で、当該物品を配達し、又は配達させることにより営むもの

8 この法律において「映像送信型性風俗特殊営業」とは、専ら、性的好奇心をそそ

るため性的な行為を表す場面又は衣服を脱いだ人の姿態の映像を見せる営業で、電気通信設備を用いてその客に当該映像を伝達すること（放送又は有線放送に該当するものを除く。）により営むものをいう。

9 この法律において「店舗型電話異性紹介営業」とは、店舗を設けて、専ら、面識のない異性との一時の性的好奇心を満たすための交際（会話を含む。次項において同じ。）を希望する者に対し、会話（伝言のやり取りを含むものとし、音声によるものに限る。以下同じ。）の機会を提供することにより異性を紹介する営業で、その一方の者からの電話による会話の申込みを電気通信設備を用いて当該店舗内に立ち入らせた他の一方の者に取り次ぐことによつて営むもの（その一方の者が当該営業に従事する者である場合におけるものを含む。）をいう。

10 この法律において「無店舗型電話異性紹介営業」とは、専ら、面識のない異性との一時の性的好奇心を満たすための交際を希望する者に対し、会話の機会を提供することにより異性を紹介する営業で、その一方の者からの電話による会話の申込みを電気通信設備を用いて他の一方の者に取り次ぐことによつて営むもの（その一方の者が当該営業に従事する者である場合におけるものを含むものとし、前項に該当するものを除く。）をいう。

11～13 （略）

《休日》

○福山市の休日を定める条例（抜粋）

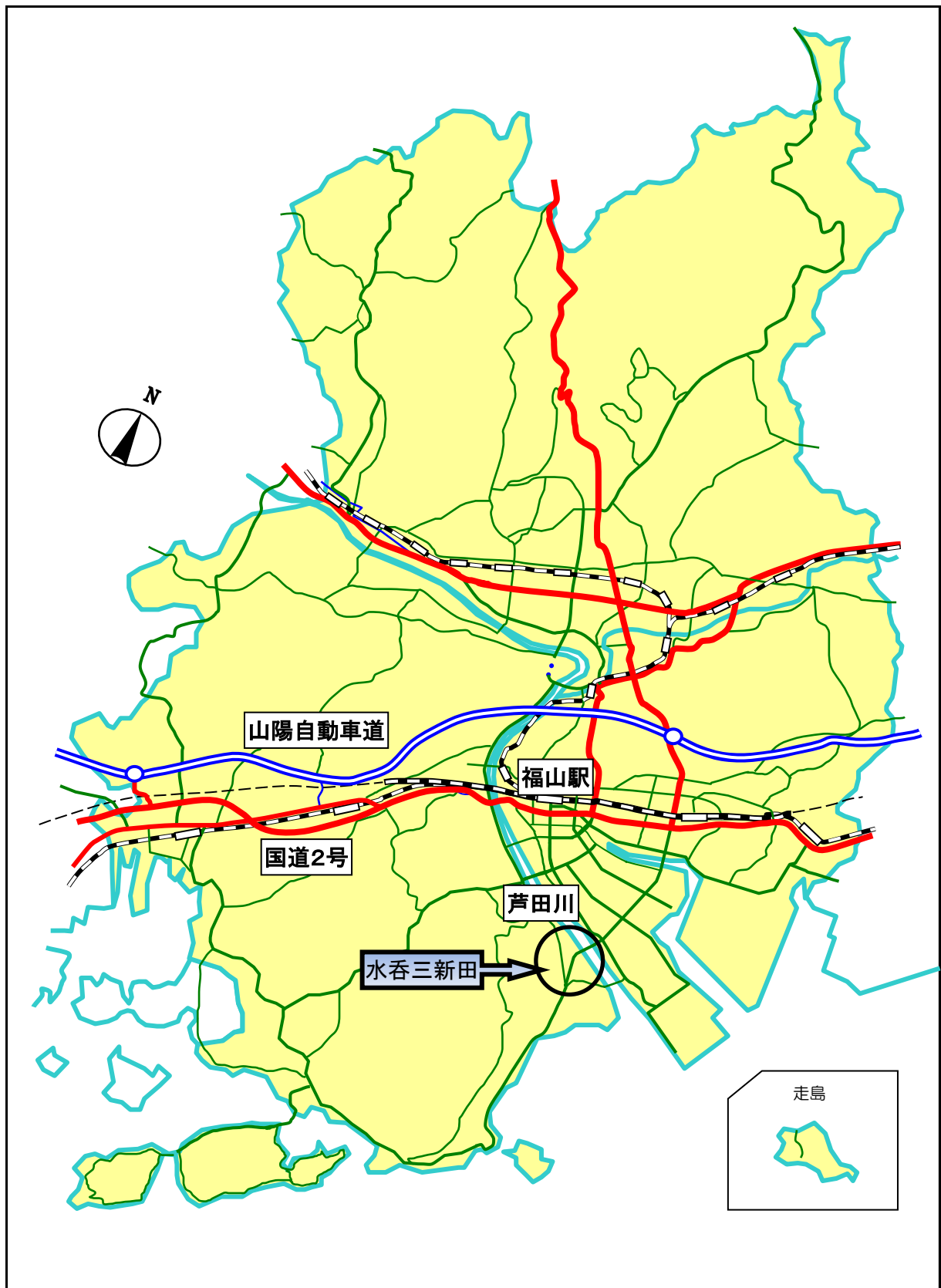
（市の休日）

第1条 次の各号に掲げる日は、市の休日とし、市の機関の執務は、原則として行わないものとする。

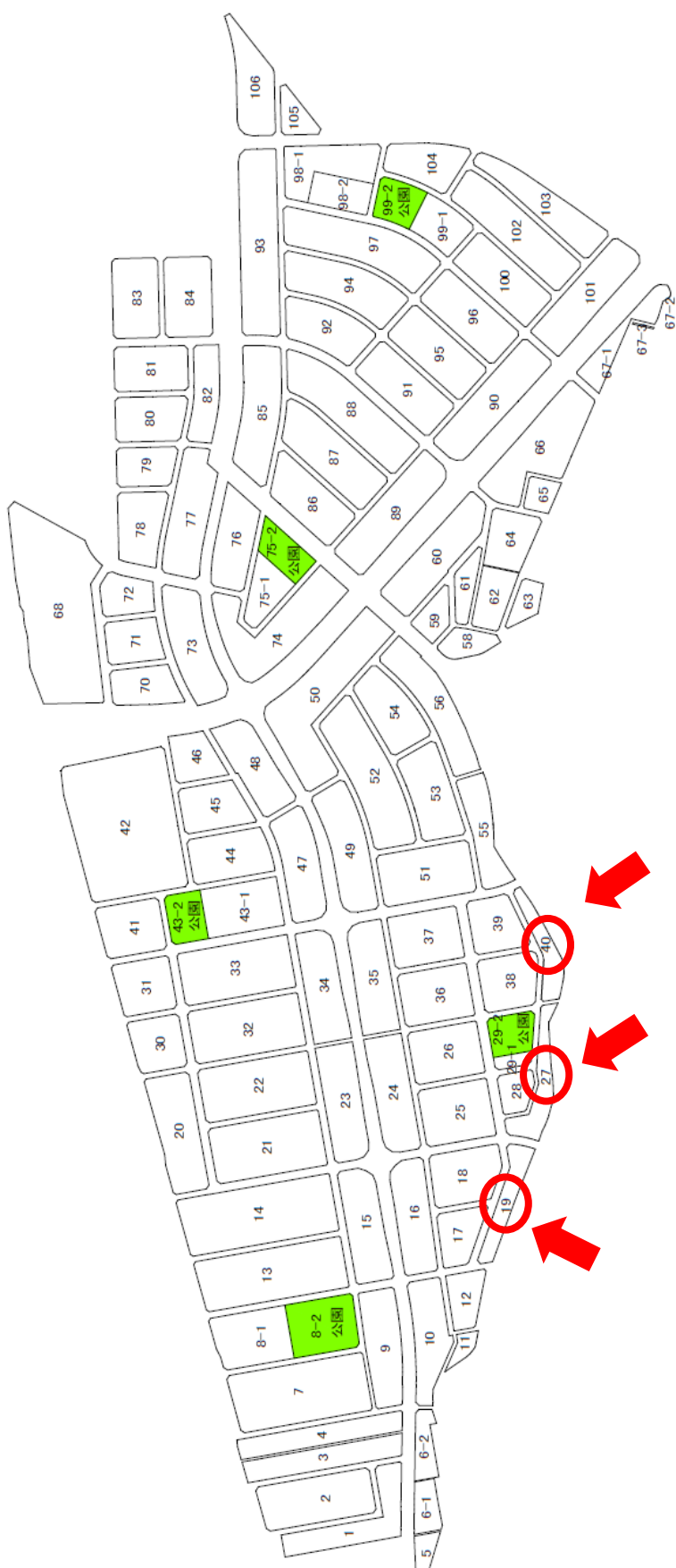
- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 前項の規定は、市の休日に市の機関がその所掌事務を遂行することを妨げるものではない。

事業位置図



水呑三新田土地区画整理事業



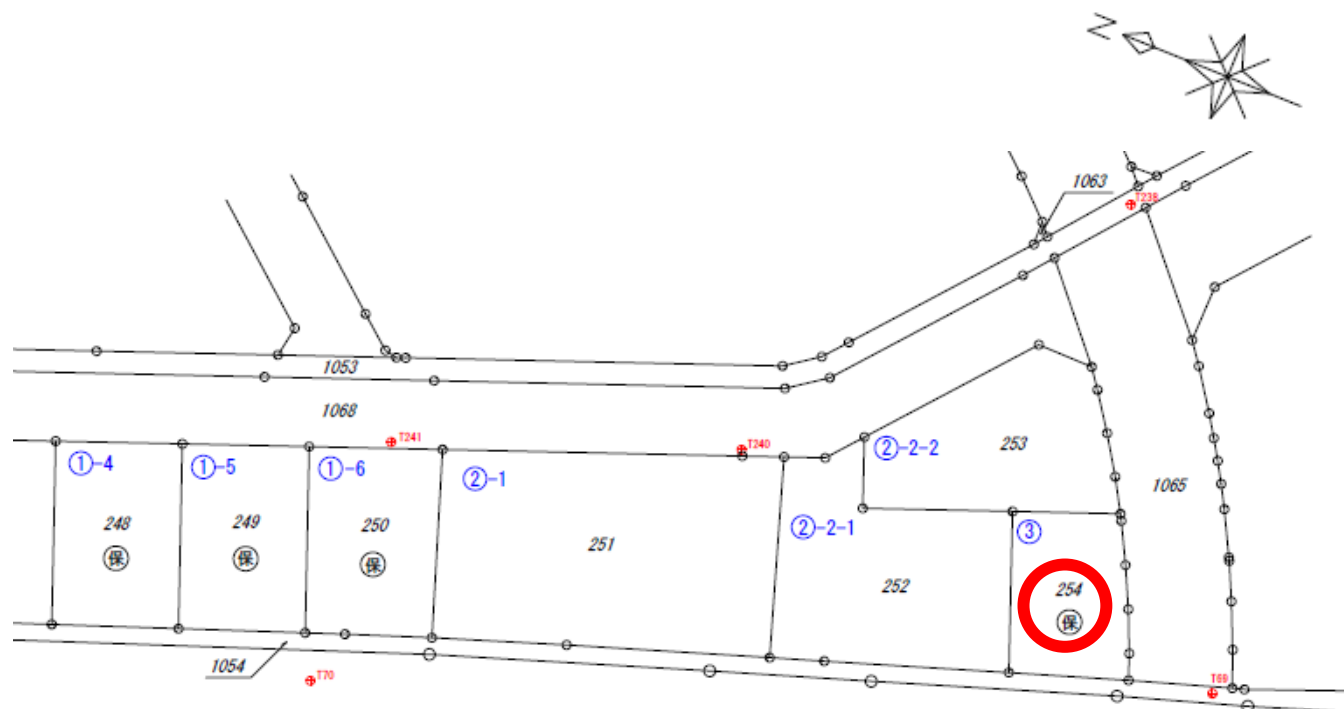
※図中の番号は街区（ブロック）番号を表しています

物件説明書

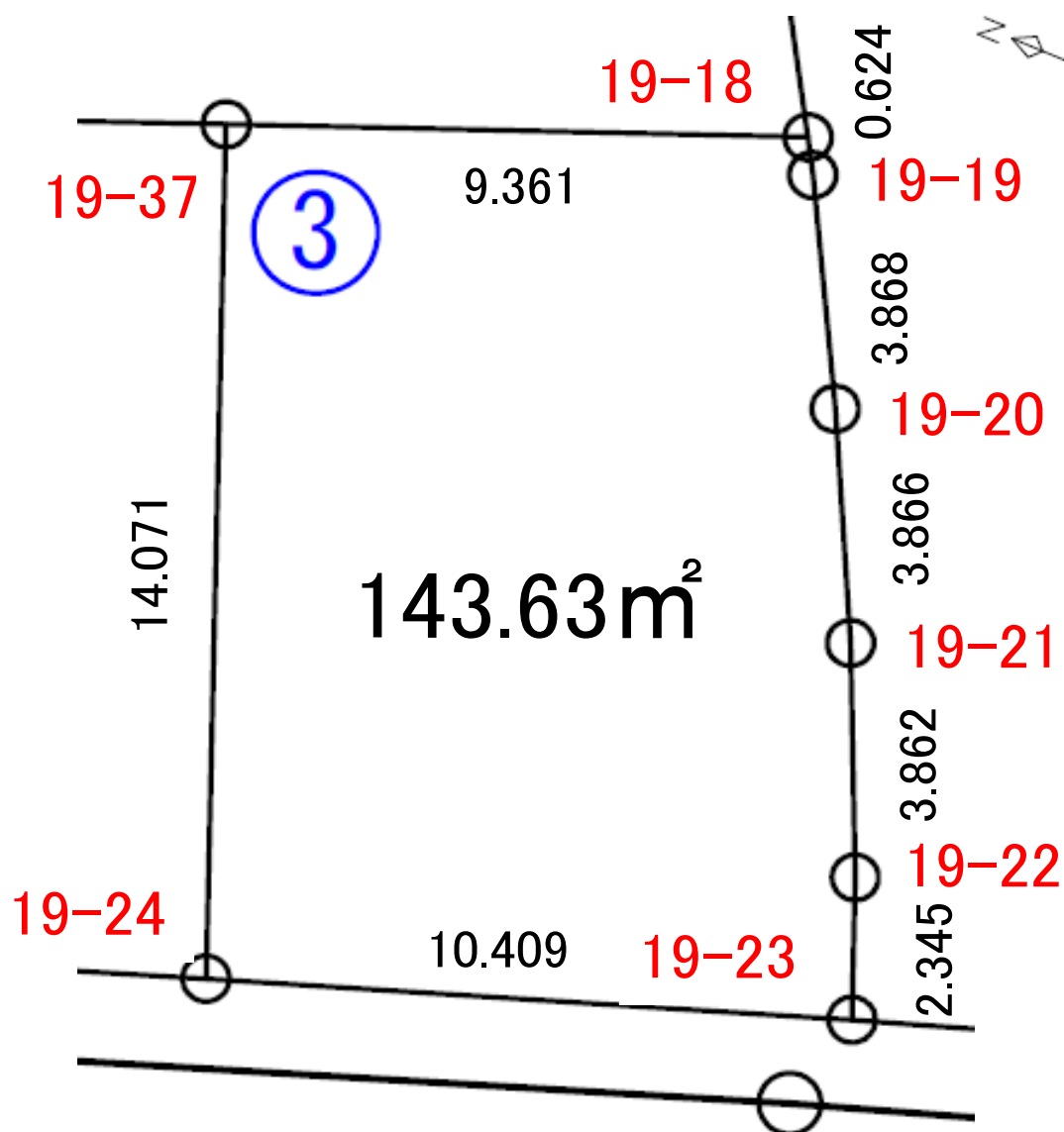
所 在 地	水呑町三新田一丁目 254 番地				
住居表示	未実施	地積	143. 63 m ² （公簿）	地目	宅地
形 状 等	間口約 14. 5m、奥行約 9. 3m～10. 4m 平坦な土地				
接面道路 の 幅 員 等	南面に幅員約 9. 0m の道路に接続				
都市計画法 等 の 制 限	用 途 地 域	第一種住居地域		そ の 他	
	建 ぺ い 率	60%			
	容 積 率	200%			
そ の 他	宅地造成等工事規制区域、津波災害警戒区域、高潮浸水想定区域、洪水浸水想定区域				
供 給 処 理 施設の状況	上 水 道	引込可		都市ガス	引込可
	下 水 道	引込可（条件有）			
交 通 機 関 （直線距離）	ＪＲ山陽本線「福山駅」まで約 4. 8 k m				
公共機関等 （直線距離）	市役所	福山市水呑分室 約 0. 2km		交番等	水呑交番 約 0. 03km
	小学校	水呑小学校 約 0. 2 k m		消 防	福山南消防署 約 2. 9 k m
	中学校	向丘中学校 約 1. 5 k m		郵便局	水呑郵便局 約 0. 2 k m
参 考 事 項	・ 本物件は、土地区画整理事業（2023 年 1 月換地処分）により造成された土地です。 ・ 本物件は、水呑三新田地区計画区域内にあるため、開発行為（土地の区画形質の変更）や建築物の建築等を行う場合は、都市計画課及び建築指導課との事前協議が必要です。 ・ 本物件は、宅地造成等工事規制区域にあるため、宅地造成等を行う場合は農林整備課に事前に協議が必要です。 また、土壌汚染に係る専門的な調査は実施しておりません。 ・ 本物件の前面道路に、下水道管がないため、建築物等の建築を行う場合は、管路整備課に工事の時期について、事前協議が必要です。				

水呑町三新田一丁目254番地

位置図



明細図

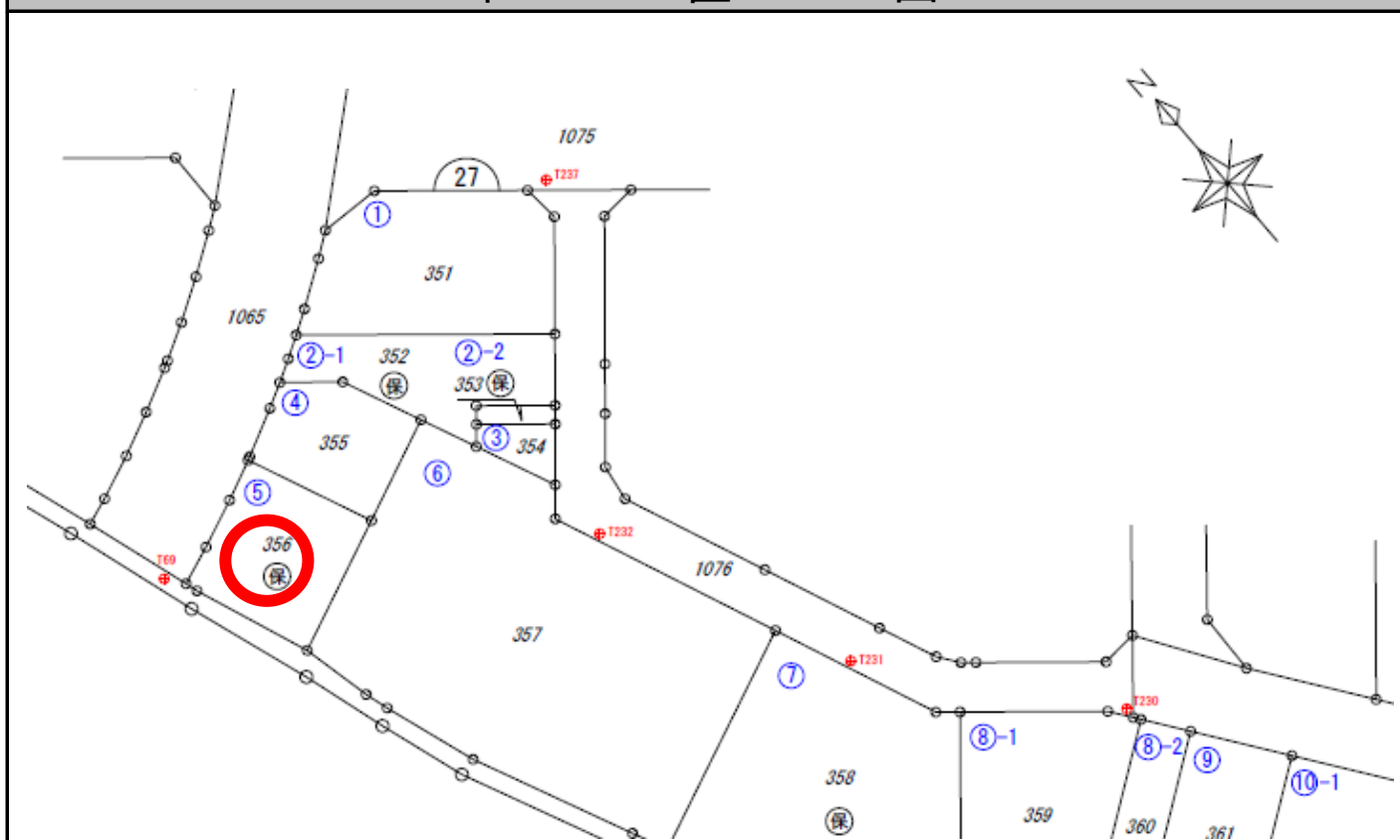


物件説明書

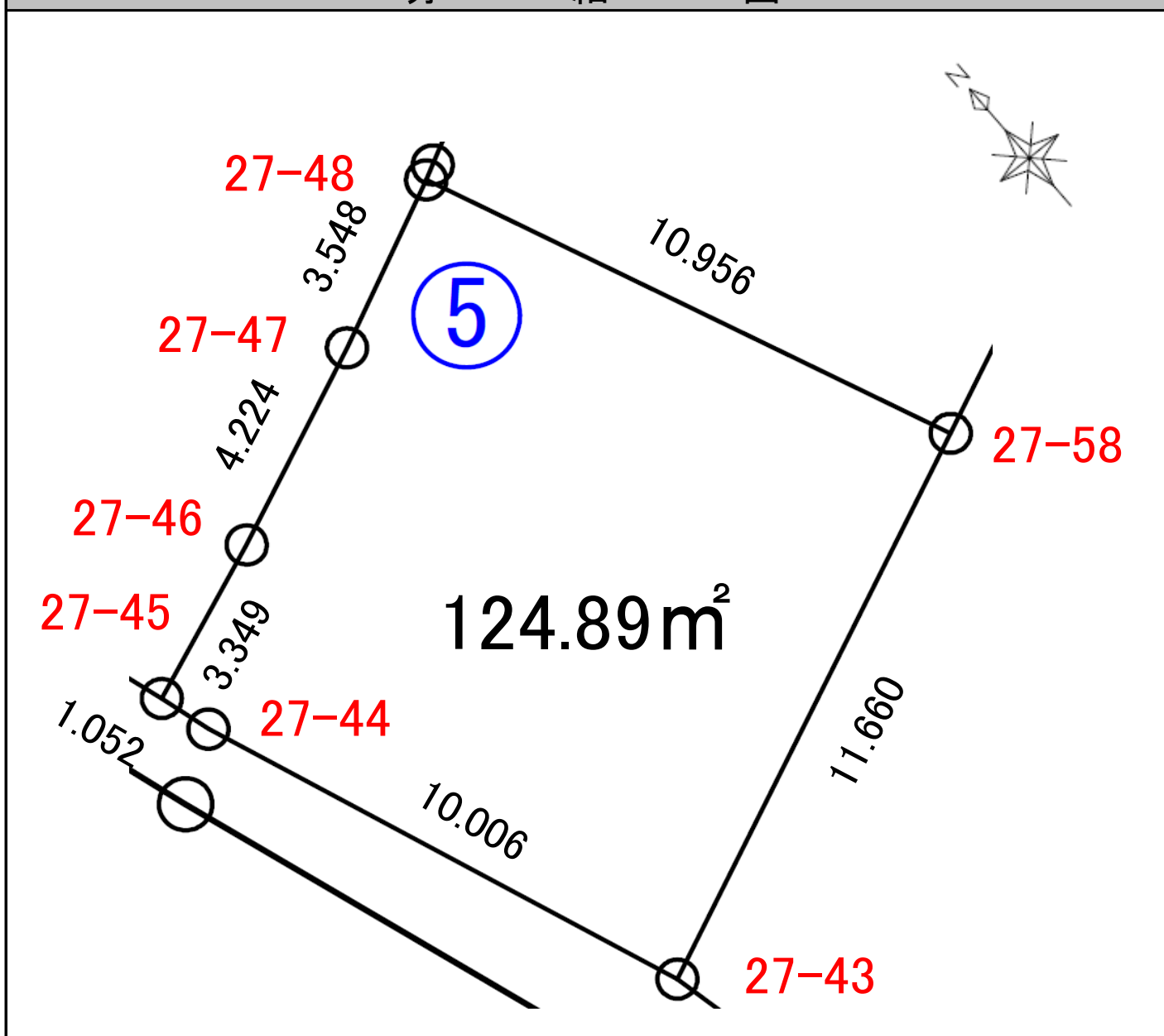
所 在 地	水呑町三新田一丁目 356 番地				
住居表示	未実施	地積	124.89 m ² （公簿）	地目	宅地
形 状 等	間口約 11.1m、奥行約 11.0m～11.6m 平坦な土地				
接面道路 の幅員等	北面に幅員約 9.0m の道路に接続				
都市計画法 等の制限	用途地域	第一種住居地域		そ の 他	
	建 ぺ い 率	60%			
	容 積 率	200%			
そ の 他	宅地造成等工事規制区域、津波災害警戒区域、高潮浸水想定区域、洪水浸水想定区域				
供 給 処 理 施設の状況	上 水 道	引込可		都市ガス	引込可
	下 水 道	引込可（条件有）			
交 通 機 関 （直線距離）	ＪＲ山陽本線「福山駅」まで約 4.8 k m				
公共機関等 （直線距離）	市役所	福山市水呑分室 約 0.2km		交番等	水呑交番 約 0.03km
	小学校	水呑小学校 約 0.2 k m		消 防	福山南消防署 約 2.9 km
	中学校	向丘中学校 約 1.5 k m		郵便局	水呑郵便局 約 0.2 km
参 考 事 項	・ 本物件は、土地区画整理事業（2023 年 1 月換地処分）により造成された土地です。 ・ 本物件は、水呑三新田地区計画区域内にあるため、開発行為（土地の区画形質の変更）や建築物の建築等を行う場合は、都市計画課及び建築指導課との事前協議が必要です。 ・ 本物件は、宅地造成等工事規制区域にあるため、宅地造成等を行う場合は農林整備課に事前に協議が必要です。 また、土壌汚染に係る専門的な調査は実施しておりません。 ・ 本物件の前面道路に、下水道管がないため、建築物等の建築を行う場合は、管路整備課に工事の時期について、事前協議が必要です。				

水呑町三新田一丁目356番地

位置図



明細図

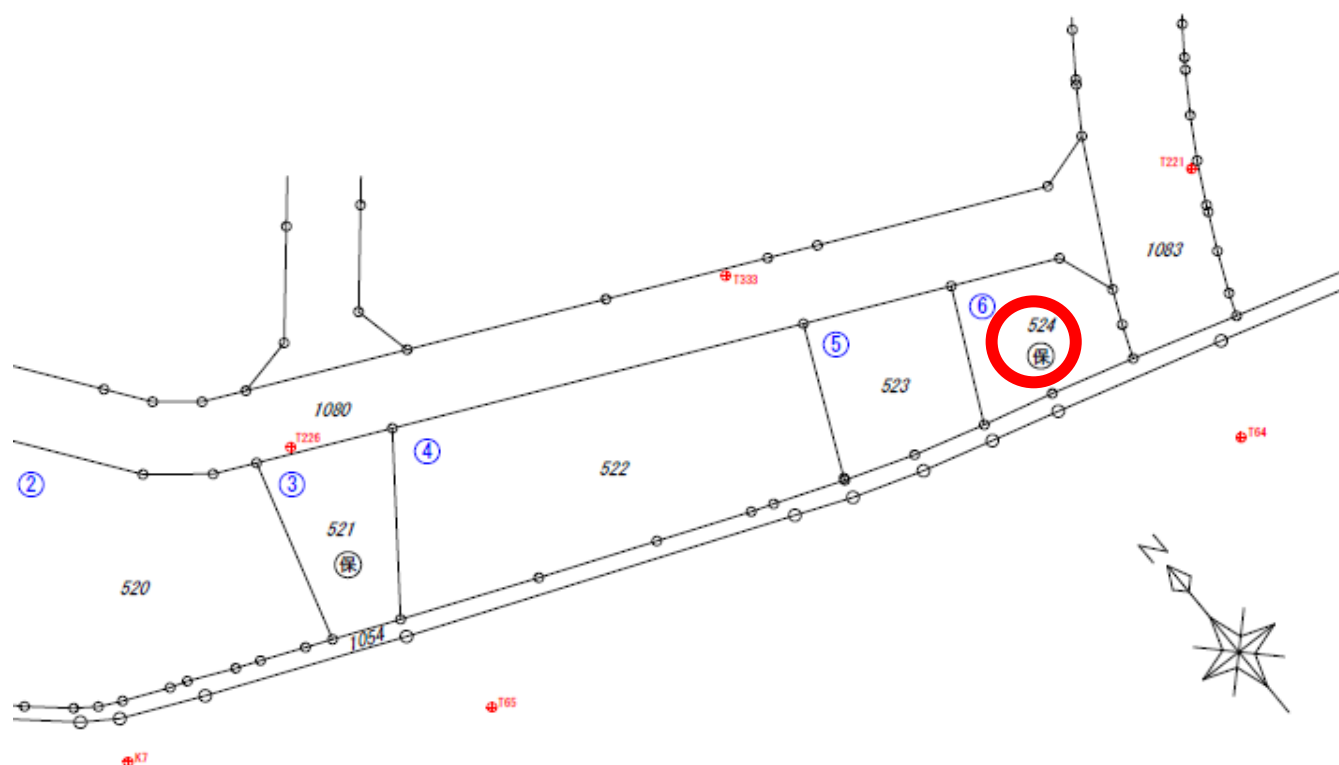


物件説明書

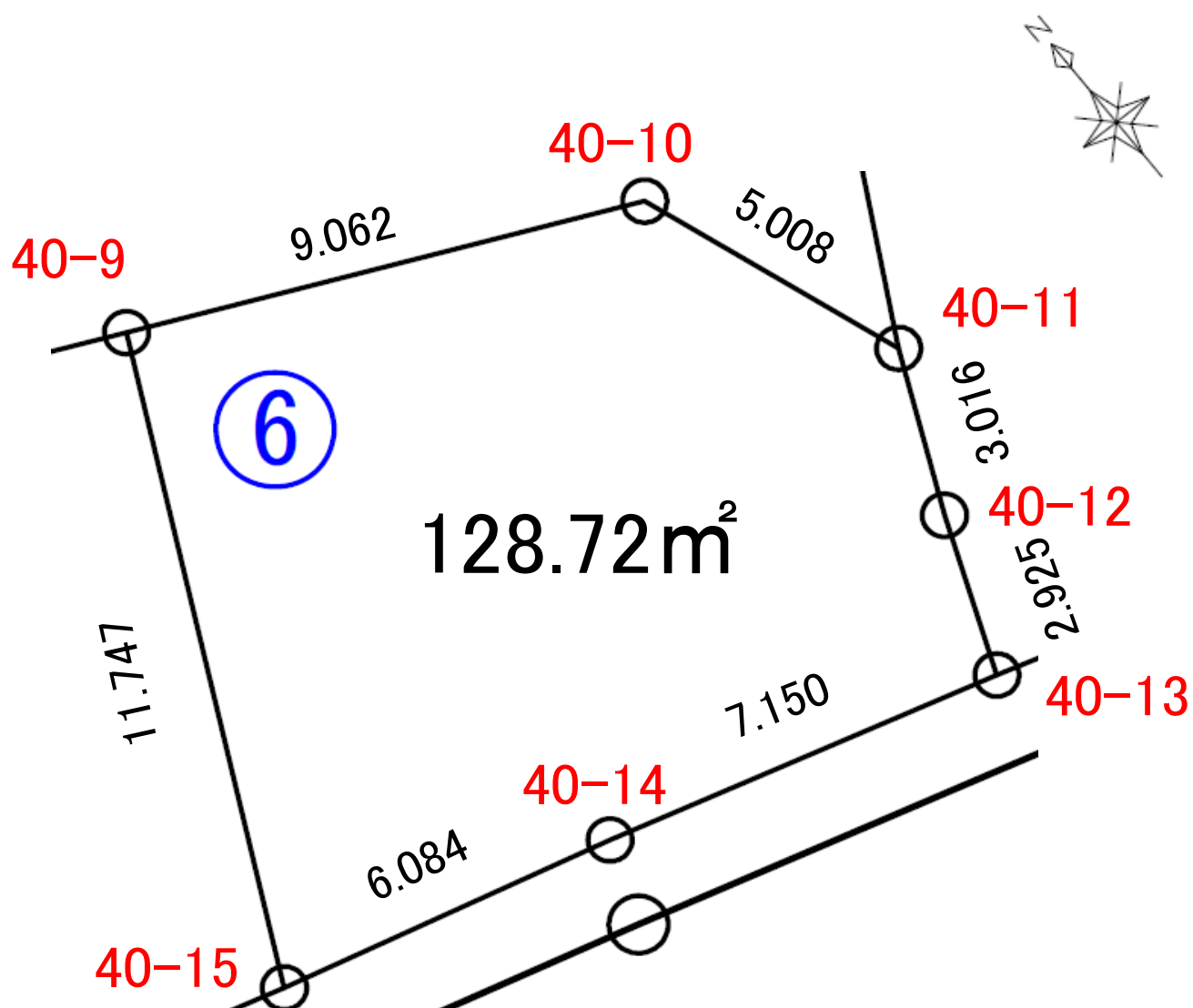
所 在 地	水呑町三新田一丁目 524 番地				
住居表示	未実施	地積	128. 72 m ² （公簿）		地目 宅地
形 状 等	間口約 9. 0m、奥行約 11. 0m 平坦な土地				
接面道路 の幅員等	北面に幅員約 5. 9m の道路に接続				
都市計画法 等の制限	用途地域	第一種住居地域		そ の 他	
	建 ぺ い 率	60%			
	容 積 率	200%			
そ の 他	宅地造成等工事規制区域、津波災害警戒区域、高潮浸水想定区域、洪水浸水想定区域				
供 給 処 理 施設の状況	上 水 道	引込可		都市ガス	引込可
	下 水 道	引込可			
交 通 機 関 （直線距離）	ＪＲ山陽本線「福山駅」まで約 5. 0 k m				
公共機関等 （直線距離）	市役所	福山市水呑分室 約 0. 2km		交番等	水呑交番 約 0. 2km
	小学校	水呑小学校 約 0. 3 km		消 防	福山南消防署 約 3. 2 km
	中学校	向丘中学校 約 0. 7 km		郵便局	水呑郵便局 約 0. 3 km
参 考 事 項	・ 本物件は、土地区画整理事業（2023 年 1 月換地処分）により造成された土地です。 ・ 本物件は、水呑三新田地区計画区域内にあるため、開発行為（土地の区画形質の変更）や建築物の建築等を行う場合は、都市計画課及び建築指導課との事前協議が必要です。 ・ 本物件は、宅地造成等工事規制区域にあるため、宅地造成等を行う場合は農林整備課に事前に協議が必要です。 また、土壌汚染に係る専門的な調査は実施しておりません。				

水呑町三新田一丁目524番地

位置図



明細図



売払う物件の現地には、売払物件の看板と「保留地分譲中」の幟旗を設置しています。

また、福山市のホームページにも売払い物件の詳細を掲載しており、入札参加申込書等のダウンロードが可能です。

《福山市のホームページへのアクセス》

<http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/>

☆ お問い合わせ先

福山市役所 11階 建設局都市部都市計画課

TEL (084) 928-1092